告示

○総務省告示第三百三十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第一項第二号の規定に基づき、昭和三十二年郵政省告示第七百八号（免許を要しない無線局の用途並びに電波の型式及び周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十一日

総務大臣　山本　早苗

第二項第二号の表中

七二・七五MHz、七二・七六MHz、七二・七七MHz	七三・二二MHz、七三・二三MHz、七三・二四MHz

を

七二・七五MHz、七二・七六MHz、七二・七七MHz	七三・二二MHz、七三・二三MHz、七三・二四MHz、七三・二五MHz、七三・二六MHz、七三・二七MHz、七三・二八MHz、七三・二九MHz、七三・三〇MHz、七三・三一MHz、七三・三二MHz

に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行の際現に七三・二二MHz、七三・二三MHz又は七三・二四MHzの周波数の電波を使用しているラジコン用発振器用無線局は、この告示による改正後の昭和三十二年郵政省告示第七百八号第二項第二号の規定にかかわらず、平成三十三年八月三十一日までは、なお従前の例による。

○総務省告示第三百三十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十一日

総務大臣　山本　早苗

第一項中「（電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動、変更又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。）」及び「（主に符号によって処理される、又は処理された情報の伝送交換をいう。）」を削る。

第一項第二号㈡中「占有周波数帯幅が八・五kHzを超え一六kHz以下」を「チャネル間隔が二五kHz」に改め、同㈢の表空中線電力の欄中「〇・一ワット以下」の次に「。ただし、空中線が無線設備の一の筐体に収められていない場合は、一・六三七ミリワット以下であること。」を加え、同㈢を同号㈣とし、同号㈠中「占有周波数帯幅が八・五kHz以下」を「チャネル間隔が一二・五kHz」に改め、同㈠の表周波数の欄中「、及びこれらの周波数」を「及びこれ」に、「並びに」を「並びに」に、「ただし」を「この場合において」に改め、同表空中線電力の欄中「〇・一ワット以下」の次に「。ただし、空中線が無線設備の一の筐体に収められていない場合は、一・六三七ミリワット以下であること。」を加え、

一ワット以下	一ワット以下。ただし、空中線が無線設備の一の筐体に収められていない場合は、一・六三七ミリワット以下であること。

を

に改め、同㈠を同号㈡とし、同㈡の前に次のように加える。

㈠　チャネル間隔が六・二五kHzのもの

電波の型式	周波数	空中線電力	備考
F一D、F一F、F二D、F二F、F七D、F七F、G一D、G一F、G二D、G二F、G七D、G七F、D一D、D一F、D二D、D二F、D七D又はD七F	四二六・〇二八一二五MHz以上四二六・一三四三七五MHz以下の周波数であって、四二六・〇二八一二五MHz及び四二六・〇二八一二五MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの	〇・一ワット以下。ただし、空中線が無線設備の一の筐体に収められていない場合は、一・六三七ミリワット以下であること。	単向通信方式、単信方式又は同報通信方式
	四二九・一七八一二五MHz以上四二九・七三四三七五MHz以下の周波数であって、四二九・一七八一二五MHz及び四二九・一七八一二五MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの	一ワット以下。ただし、空中線が無線設備の一の筐体に収められていない場合は、一・六三七ミリワット以下であること。	単向通信方式、単信方式、同報通信方式、複信方式又は半複信方式
	四二九・八一五六二五MHz以上四二九・九二一八七五MHz以下の周波数であって、四二九・八一五六二五MHz及び四二九・八一五六二五MHzに六・二五kHzの整数倍を加えたもの並びにこれに一九・九MHzを加えたもの。この場合において、四二九・九二一八七五MHz及び四四九・八二一八七五MHzは、周波数制御用チャネルとする。		